

産前産後期間相当分の国民健康保険税が軽減されます!

~詳しくは日野市公式ホームページをご覧ください~

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産(予定)の国民健康保険被保険者の方が対象です。 妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます)。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

軽減の概要

● その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」)相当分が減額されます。



- ・・・対象期間
- ※減額の対象となるのは出産する(した)国民健康保険被保険者の国民健康保険税のみです。
- ※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。
- ※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。
- ●保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- 産前産後期間に係る保険税軽減届出書
 - ※届出書は保険年金課窓口にあります。お電話いただければ郵送いたします。また、日野市公式ホームページ からダウンロードもできます。
- 2 母子健康手帳など出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの

届出方法

上記●・❷を日野市役所 保険年金課へご提出ください。

※郵送での届出も可能です。

届出先

〒191-8686 日野市神明1-12-1 日野市 市民部 保険年金課 TEL/042-514-8279(直通)